

令和6年度会計事務検査の結果

県では、地方自治法第149条第5号に定める知事の会計監督権の行使として、毎年度、本庁の所属や現地機関に対する会計事務の検査を実施している。

令和6年度は、事前通告式の「巡回指導（一般検査）」と無通告式の「特別検査」の2種類の検査方法によって、下記のとおり検査を実施した。

1 検査の実施概要

(1) 検査の実施方法

ア 実施期間

令和6年6月から令和6年12月まで
(延べ検査日数 102 日)

イ 実施体制

出納事務局の職員（教育委員会及び警察本部の併任職員 24 名を含む。）61 名及び各県事務所出納課の職員 27 名を検査員に任命し、88 名体制により実施。
(延べ検査員数 524 名)

ウ 検査方法

① 巡回指導（一般検査）

- ・現年度分を中心に、会計事務全般を対象として、書類や現物の確認等を実施。
- ・実施機関数 204 機関（再検査実施機関を含む）
本庁 : 24 課
現地機関：OKB ふれあい会館・総合庁舎内 21 機関
単独庁舎 159 機関

② 特別検査

- ・現金及び金券類の管理状況や金庫の現況の確認に特化して、抜き打ちで実施。
- ・検査実施時期を推測しにくくすることによる牽制効果及び不適正会計事務の発生懸念がある地方機関への検査の実効性の向上を目的に、出納事務局及び各出納課が所管地域より抽出して実施した。
- ・実施機関数 65 機関
本庁 : 20 課
現地機関：OKB ふれあい会館・総合庁舎内 14 機関
単独庁舎 31 機関

(2) 検査方針

ア 巡回指導（一般検査）

<検査の基本方針・目的>

会計事務の適正な執行を確保し、特に内部牽制機能の強化を図ることにより、不適正な会計事務処理を未然に防止する。

<検査項目>

- 前回指摘事項の改善状況
- 内部牽制・内部管理機能の状況 **重点項目**
- 現金・金券類の取扱状況
(金庫の現況確認を含む。)
- 物品の管理状況 **重点項目**
- 収入事務
- 支出事務 ※下記の事実確認を含む

『岐阜県政再生プログラム』に基づく事実確認

平成18年7月に発覚した不正資金問題を受けて、同年9月に県が策定した『岐阜県政再生プログラム』に基づき、下記の経費について、事実関係を証明する資料の現認や職員へのヒアリングなどを行い、その支出の根拠となる事実があることを確認した。<会計事務の実地検査における事実確認>

経費の種類	確認内容	確認件数
旅費	○旅行の事実を確認 ・会議開催通知など旅行の目的を明示した書類を確認 ・泊付については、宿泊の事実確認書により確認 ・精算旅費は、連続しない2か月分について確認	1,228
対外交流費	○会議等の開催の事実を確認 ・債権者に対し、開催の有無、出席者数、料理単価等を電話確認	12
修繕料	○抽出して修繕の事実を確認 ・写真又は直接現物を確認 ・必要に応じ、履行確認を行った者に聞き取りを実施	837
備品購入費	○抽出して備品購入の事実を確認 ・物品一覧表の登録状況を確認し、その備品を現認	809
計		2,886

イ 特別検査

<検査の基本方針・目的>

現金・金券類や金庫を抜き打ちで検査し、不適正事案の再発防止を図る。

<検査項目>

- 現金・金券類の取扱状況（金庫の現況確認を含む。）

2 検査の結果

(1) 巡回指導（一般検査）

ア 検査結果の概要

- ・一般検査を実施した204機関のうち、約3分の1（37.7%）に当たる77機関に対して、137件の文書指摘を行った。
- ・この77機関の内訳をみると、27機関が知事部局、43機関が教育委員会（すべて高等学校）、警察本部が8機関で、それぞれの文書指摘件数は43件、86件、8件であった。

【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘 件 数
		構成比		指摘割合	
知 事 部 局	92 機関	45.1%	27 機関	29.3%	43 件
教育委員会	89 機関	43.6%	43 機関	48.3%	86 件
県立学校	87 機関	42.6%	43 機関	49.4%	86 件
そ の 他	2 機関	1.0%	0 機関	0.0%	0 件
警 察 本 部	23 機関	11.3%	7 機関	30.4%	8 件
合 計	204 機関	100.0%	77 機関	37.7%	137 件

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、支出事務に関する件数が、他の指摘事項に比べて多くなっている。

【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

区 分	文書指摘 件 数	部 局 別 内 訳			
		知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	そ の 他	
① 内部牽制機能の状況	9	3	6	0	0
② 内部管理機能の状況	10	6	3	0	1
③ 現金・金券類の取扱状況	9	5	4	0	0
④ 物品の管理状況	5	2	3	0	0
⑤ 収入事務	12	8	1	0	3
⑥ 支出事務（契約関係）	32	8	24	0	0
⑦ 支出事務（補助金関係）	0	0	0	0	0
⑧ 支出事務（その他）	60	11	45	0	4
合 計	137	43	86	0	8

イ 文書指摘の主な内容

①内部牽制機能の状況

- ・文書指摘及び文書指導事項が散見される。（消耗品出納簿、供用簿については昨年度の指導事項）
- ・契約書の未作成や事前決裁書の作成遅延等不適切な会計事務処理が散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていない。
- ・支出負担行為の不備や支払先誤り、支払額誤り等不適切な会計事務処理が散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていなかった。

②内部管理機能の状況

- ・図書カードに係る消耗品出納簿が作成されていない。
- ・出納員口座に資金が滞留（2日間）していた。
- ・業務委託契約において、指名競争入札を議決前に執行し契約していた。（契約日は令和6年4月1日付け）

③現金・金券類の取扱状況

- ・立替金事務取扱要領で立替払が認められていない経費が立替払されていた。（出納管理課への事前協議も行われていない）
- ・収入印紙に係る消耗品供用整理簿が作成されていない。
- ・特段の理由がなく収納した現金の払込みが遅延している。

④物品の管理状況

- ・貸付けに係る決裁がなされていない。
- ・不用決定を行わず、物品の処分を行っていた。

⑤収入事務

- ・令和5年度旅費の概算払いの戻入案件において、納入通知書の発付を忘れ、その後も財務帳票の確認を怠ったために、令和6年度収入未済額繰越案件として令和6年度収入となった。
- ・自動販売機設置に係る電気料の算定方法の誤り
- ・令和5年度のNHK受信料の還付手続きを行っていない。

⑥支出事務（契約関係）

- ・請書の提出がされていない。
- ・工事請負費の執行において、契約書が作成されていない。
- ・工事請負契約について、履行保証保険証徴取前に契約免除伺書を作成し、契約を締結していた。

⑦支出事務（補助金関係）

- ・なし

⑧支出事務（その他）

- ・6か月以上の遡り起案があった。
- ・支払額誤りによる戻入が複数発生していた。
- ・支払い遅延による損害（遅延利息）が発生した。
- ・修繕料の支出において、写真等の事実を証する文書が添付されていなかった。
- ・予定価格が3万円をこえているにも関わらず、見積書を徴取していない案件が散見された。（4件以上）

（2） 特別検査

ア 検査結果の概要

- ・説明のできない現金・金券類はなく、おおむね適正に管理されていた。
- ・特別検査を実施した65機関のうち、13機関に対して18件の文書指摘を行った。

【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘 件 数
		構成比		指摘割合	
知 事 部 局	41 機関	63.1%	6 機関	14.6%	9 件
教育委員会	18 機関	27.7%	7 機関	38.9%	9 件
県立学校	16 機関	24.6%	6 機関	37.5%	8 件
そ の 他	2 機関	3.1%	1 機関	50.0%	1 件
警 察 本 部	6 機関	9.2%	0 機関	0.0%	0 件
合 計	65 機関	100.0%	13 機関	20.0%	18 件

3 検査結果の総括と次年度の対応

（1） 検査結果の総括

- ・今年度は再検査の実施が増えたため、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、昨年度と比べて、実施機関数は7機関増加した（昨年度262機関（うち一般検査199機関、特別検査63機関）、今年度269機関（うち一般検査204機関、特別検査65機関））。文書指摘を行った件数は、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、124件から155件へ増加した。
- ・これは、一部の機関において多数の指摘事項が散見されたこと、また、依然として文書指摘の対象となる不適切な取扱いが一定数確認されたことによる。
- ・文書指摘の内容のうち、検査調書の不備や帳簿の記載誤り等の単純な事務誤りについては担当者の認識不足により発生したと考えられるが、一方で、支払先や支払額の誤り、調定額の誤り等の会計事務に係る所属のチェック体制に問題があっ

たと思われるものもあった。

- ・ 大部分の指摘事項については、所属内において会計事務に関し相互にチェック機能を働かせることによって発生を防止することができたものであると考えられる。

(2) 次年度の対応

- ・ 令和7年度に実施する検査のうち巡回指導（一般検査）については、今年度に引き続き各機関に対する「指導」に重点を置き、会計事務に関する意識の向上や知識の浸透に努める。
- ・ また、令和6年度に引き続き、内部統制制度の実践状況（会計事務）について確認するとともに、各機関内で適正な会計事務の確保に向けた内部牽制機能や内部管理機能が十分に発揮されるよう所属長や出納員を中心に必要な指導を行っていくこととする。
- ・ 会計事務に関する職員研修等では、各職員が主体的に会計事務に取り組むことの重要性を改めて周知することにより職員全体の資質向上を目指すとともに、実地検査の文書指摘や文書指導の内容を参考事例として使用することにより、正しい会計事務の意識付けに努めることとする。
- ・ 連続して文書指摘や文書注意による指導を受けている所属や内部牽制機能が十分に発揮されていないと思われる所属に関する情報を、引き続き関係機関に提供し、組織としての対応・防止策を求めていくこととする。